



年金コース

三大疾病や大きなケガによる収入の減少にそなえることができます

Point 1 三大疾病や障害・介護で所定の状態に該当した場合
すぐに年金が開始されます！

がんプラン

がん年金

障害介護プラン

障害介護年金

三大疾病障害介護プラン

三大疾病年金

障害介護年金

精神疾患も保障

Point 2 初回の年金請求以後
毎回の診断書の提出は不要です！

Point 3 完治後も、復職後も年金の受取が継続します！

保険期間満了まで受取
有期年金

きっちり
5年間受取
5年確定年金

【仕組図（イメージ）】 <ご契約例> **がんプラン** ■契約者（被保険者）：35歳 ■保険期間／保険料払込期間：65歳満了 ■年金月額：5万円

保険期間満了まで受取 有期年金

●例えば、**40歳時**にがんと診断された場合



保険期間満了まで生存したとき
毎月5万円×12ヵ月×25年
受取総額**1,500万円**

以後の保険料はいただきません

⚠ 被保険者がお亡くなりになった場合、受取総額は上記金額を下回ります。

1年ごとに最長1年間の残存期間分の年金の全部を一括で受け取ることもできます

●例えば、**50歳時**にがんと診断された場合



保険期間満了まで生存したとき
毎月5万円×12ヵ月×15年
受取総額**900万円**

以後の保険料はいただきません

⚠ 被保険者がお亡くなりになった場合、受取総額は上記金額を下回ります。

※がん（悪性新生物）については
責任開始の日から91日目より
保障が開始されます。

完治後も毎月年金を受け取れます

ご契約

保険期間満了

きっちり5年間受取 5年確定年金

●例えば、**40歳時**にがんと診断された場合

保険期間満了まで生存したとき
毎月5万円×12ヵ月×5年
受取総額**300万円**

以後の保険料はいただきません

残存期間分の年金の一部、または全部を一括で受け取ることもできます

※がん（悪性新生物）については
責任開始の日から91日目より
保障が開始されます。



完治後も手続きなしで毎月年金を受け取れます

ご契約

がんにより所定の状態に該当

がん年金支払期間満了（5年）

保険期間満了



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

商品の概要

主な保障内容	プラン	給付の種類	お支払事由		年金の種類	
			所定の状態		有期年金	確定年金
	がんプラン	がん年金	被保険者が保険期間中に つぎの所定の 状態に該当 されたとき	所定の状態 ①	契約者が指定された年金月額 を年金支払開始日* ¹ から毎月 お支払いします。 第13回以後の年金は生存判 定日* ² に被保険者が生存して いるとき、以後12回にわたり毎 月お支払いします。	契約者が指定された年金月額 を年金支払開始日* ¹ から毎月 お支払いします。 第2回以後の年金は年金支払 日ごとに、年金支払期間（5 年）満了日まで毎月お支払い します。
	障害介護プラン・三大疾病障害介護プラン	障害介護年金		所定の状態 ② ③		
	三大疾病障害介護プラン	三大疾病年金		所定の状態 ① ④ ⑤		

※ 1 第1回の年金のお支払事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日をいいます。

※ 2 年金支払期間中の年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

【所定の状態について】

所定の状態 ① がんにより所定の状態に該当されたとき

■被保険者が、給付責任開始日*以後、保険期間中に生まれて初めてがん（悪性新生物）と診断確定されたときのことをいいます。
* 責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし91日目以降に復活をされた場合は復活日。

所定の状態 ② 疾病・傷害により所定の状態に該当されたとき（障害）

■被保険者が、保険期間中に責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害により、障害等級2級以上の状態に該当していると認定されたときのことをいいます。

所定の状態 ③ 疾病・傷害により所定の状態に該当されたとき（介護）

■被保険者が、保険期間中に責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害により、公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定されたときのことをいいます。

所定の状態 ④ 心疾患により所定の状態に該当されたとき

■被保険者が、保険期間中に責任開始期以後に発病した疾病を原因として、心疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したときのことをいいます。
①その心疾患を直接の原因とし、その治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき
②その急性心筋梗塞を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所に入院をしたとき
③その急性心筋梗塞以外の心疾患を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所に入院をし、その入院日数が継続して5日に達したとき

所定の状態 ⑤ 脳血管疾患により所定の状態に該当されたとき

■被保険者が、保険期間中に責任開始期以後に発病した疾病を原因として、脳血管疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したときのことをいいます。
①その脳血管疾患を直接の原因とし、その治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき
②その脳卒中を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所に入院をしたとき
③その脳卒中以外の脳血管疾患を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所に入院をし、その入院日数が継続して5日に達したとき

※がん、心疾患・急性心筋梗塞、脳血管疾患・脳卒中について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

【保険料の払込免除について】

■上皮内がんと診断確定された場合*¹、所定の高度障害状態、所定の身体障害の状態に該当した場合、以後の保険料（特約部分を含む）の払込が免除されます。
●被保険者が給付責任開始日*²以後、保険料払込期間中に生まれて初めて上皮内がんと診断確定された場合。*¹
●被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害により、保険料払込期間中に所定の高度障害状態に該当した場合。
●被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態に該当した場合。
* 1 障害介護プランの契約を除きます。
* 2 責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし91日目以降に復活をされた場合は復活日。

※上皮内がんと診断確定された場合、所定の高度障害状態、所定の身体障害の状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

主な取扱規程

保険期間／ 保険料払込期間	50歳～80歳満了	契約年齢 （被保険者の契約日の満年齢）	20歳～70歳	年金月額	5万円以上 （1万円単位）	年金の種類	有期年金 確定年金（年金支払期間：5年）
解約払戻金・配当金	なし	付加できる特約	責任開始期に関する特約、指定代理請求特約				

※この保険は保険期間を通じて**死亡保障・解約払戻金がありません。**

※ 上記のお取扱は、募集代理店によりお取扱が一部異なる場合があります。

●本資料は、「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」の補助資料であり、支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。この保険のご検討、お申込に際しては、「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ず全般的にご確認ください。

●本資料では「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載されております、「保険契約の型／A型」を「がんプラン」、「保険契約の型／B型」を「障害介護プラン」、「保険契約の型／C型」を「三大疾病障害介護プラン」として記載しております。

【募集代理店】

【引受保険会社】

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

お客さまサービスセンター

☎ 0120-302-572

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

https://www.tdf-life.co.jp

316-25-C085

2025年4月版